

# 市民税・県民税の申告は3月15日(水)までに

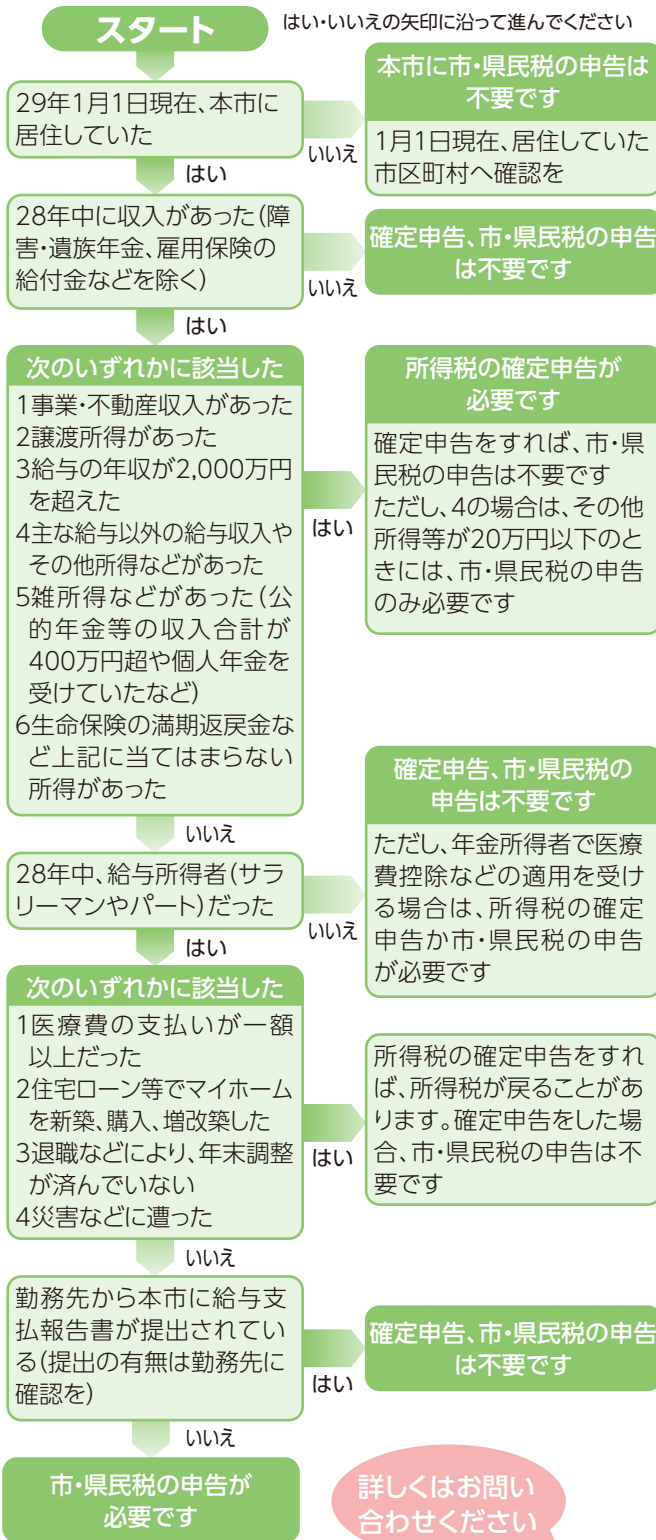
所得税(国税)の確定申告については、2月号広報に掲載予定です

☎ 税務課 ☎ 56-0608

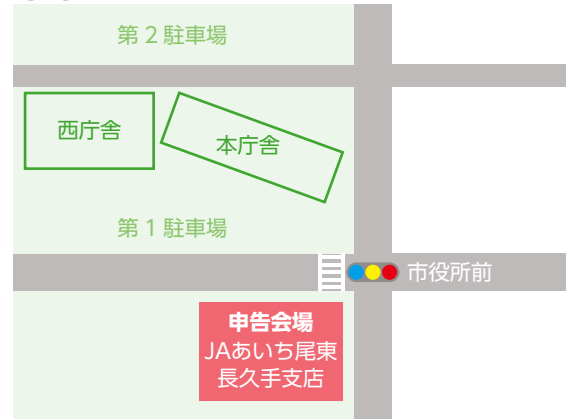
HPを見る  
記事ID 3308

平成29年度市民税・県民税は、平成29年1月1日に長久手市に住所がある人に対して、平成28年中の所得をもとに課税されます。

下のフローチャートは申告が必要かどうかを目安として調べるものです。必要な人は期限までに申告をお願いします。



今年の申告会場(2月16日~3月15日)は西庁舎からJAあいち尾東長久手支店2階研修室に変更になります。(お車は市役所駐車場へ)



所得がなかった人でも、次に該当する人は申告の必要があります。

- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要と思われる人
- ・国民年金保険料の免除申請をする人
- ・障害者自立支援法の福祉サービス、自立支援医療(精神通院・更生)の受給が必要な人
- ・児童扶養手当、県遺児手当の受給を受ける人
- ・各種健康診査の負担金の減免を受ける人
- ・公営住宅、就学援助などの申請をする人
- ・平成29年度(平成28年分)の所得証明書や非課税証明書が必要な人

## 申告に必要な持ち物

- ・①マイナンバーの通知書もしくはマイナンバー記載のある住民票の写しと運転免許証など本人確認ができるもの
- ・②マイナンバーカード(①、②のいずれか)
- ・印鑑(認印可)
- ・源泉徴収票など平成28年中所得がわかるもの
- ・生命保険、地震保険、旧長期損害保険の支払証明書(保険会社から発行された証明書)
- ・医療費、社会保険料などの領収書
- ・医療費を補填する金額の分かるもの
- ・配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の収入がわかるもの
- ・営業等の事業所得や不動産所得などの申告をする人は、収入、経費の明細書
- ・障がいの程度がわかるもの(障害者手帳等)
- ・国民年金保険料の支払いをしたことの証明書
- ・寄附先から発行された証明書等

詳しくはお問い合わせください



期間中、駐車場が大変混雑します。公共交通機関などをご利用ください。